

Aライセンス講習会 走行実技

富士スピードウェイ(レーシングコース)

特別規則書

第1条 主催者

ソニックレーシング (RT.SONC) JAF加盟クラブ

第2条 問合せ先

TEL:055-967-8878 FAX:055-967-8858 携帯:090-3154-5168

Mail:info@sonic-racing.com <http://www.sonic-racing.com>

第3条 開催場所

富士スピードウェイ(レーシングコース)

第4条 開催日

2022年 No1: 4月 16日(土) NO2: 10月 15日(土)

第5条 参加資格

Aライセンス講習会を受講される方。

◆Bライセンス未所持～Aライセンス受講の方

・JAF公認レーシングコースを50分以上の走行証明がある方。

※走行したコースより走行証明を発行されている方 (2ヶ月以内)

※但し、基礎講習30分以上の講習を受けること (当日行います)

◆Bライセンス所持の方

・2021年度のBライセンス所持者 (仮ライセンスOK)

・JAF公認レーシングコースを25分以上の走行証明がある方。

※走行したコースより走行証明を発行されている方 (2ヶ月以内)

又は、JAF公認競技会に1回以上出場経験がある方 (記録カードに主催者の捺印)

第6条 参加申込受理&参加拒否

1) 受理

参加申込後、参加料を納付後に正式受理となり受理書を発送する。

正式受理後の参加取消 (キャンセル) は参加料の変換はありません。

2) 参加拒否

オーガナイザーは理由を明示せず参加拒否する権限を有する。

申込を受け付けられない場合は返送料及び事務手数料1500円を差し引いた金額を変換する。

第6条 参加車両

1) ナンバー有無問わず参加可。(フォーミュラー等は不可)

2) ノーマル車両から改造車OK 但し、オープンカーは4点式以上のロールバー装着のこと。

3) タイヤ銘柄、グレード自由 (スリックタイヤは不可)

4) 音量規制(最大デシベル105db)以内とし。※直管マフラー禁止。サイレンサーを装備すること。

5) 車両検査あり、オイル漏れ等が有る車両は走行不可になる場合があります。

6) けん引フック取り付けが望ましい。(純正フックOK)

※走行不可車両は、受講ができませんので、受講費等も返却できませんのでご注意ください。

第7条 服装 & 装備品

- ① レーシングスーツ又は長袖・長ズボンの服装で走行、腕まくりも禁止！（但し走行中のみです）
※ナイロン系の服装は不可
- ② レーシンググローブをしてください。（指先が出ていない物及び軍手は不可）
- ③ レーシングシューズ又はスニーカー（女性はヒールのある物は不可）
- ④ ヘルメットをかぶってください（半キャップ、原付用などは不可！） あご紐もきちんと締めて下さい。
フルフェイス型 又は ジェット型 を使用！（2輪用・4輪用OK！）
- ⑤ シートベルトを締めて下さい（純正3点式以上）
- ⑥ これらの準備を全て整えた上でコースインして頂きます。

第8条 車両検査

- 1) ゼッケン及びステッカーを指定された位置に貼付すること。
- 2) 車両検査を受けない車両及び、その結果が不適当と判断された車両は出走することが出来ない。
- 3) 車両検査及び再車両検査を拒否した場合は不合格とする。

第9条 車両交換

正式受理後には原則として車両変更は認められないが、やむを得ない理由がある場合、参加確認受付終了までに新たな車両申告書を事務局に提出し、講習会組織委員会の承認を受けなければならない。

第10条 走行実技内容

- 1) ドライバーはルール、マナーを守れる運転技術のある方。及び標準能力を持っていること。
- 2) 車両はコースまたはスピード対し的確であり走行が可能である車両。
- 3) ドリフト目的な走行は、不合格とする。
- 4) この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、不合格とする。

第11条 損害の補償

- 1) 参加者は、参加車両及びその付属品の破損、会場の付帯施設、器具、機材、人員等々に与えた損害は、理由の如何に関わらず、責任を各自が負わなければならない。
- 2) 主催者、役員、係員、コース所有者には、いかなる損害の賠償であっても、請求することが出来ない。

第12条 不可抗力による走行延期、中止の場合

- 1) 万一、保安上または不可抗力（雪、霧、その他自然現象によるコース異常、等々を含む）により、走行不可能な場合は主催者またはコース所有者の決定により延期または中止、または走行時間を短縮する事ができる。
- 2) 講習会の延期または中止の場合には、繰越または事務手数料1500円を差し引いて参加料は返還される。

第13条 本規則の解釈

本規則及び本講習会に関する諸規則や公式通知の解釈に疑義が生じた場合には、講習会の組織委員会の決定を最終的なものとする。

第13条 本規則の施行

本規則は参加受付と同時に施行する。

2022年 1月 1日